



「国立市における
ソーシャル・インクルージョン
&
ダイバーシティの取り組み」

国立市政策経営部市長室

条例の効力と対象

- ◆ 「条例」は、その市の区域内において効力を有する。



国立市域内において有効

- ◆ 条例の対象：市・市民（在住、在勤、在学、在活動）・教育関係者・事業者等

⇒ 国立市に関わるすべての人が、共に連携し条例の理念の達成を目指す

国立市における2つの条例の紹介

「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画
を推進する条例」 (H30.4.1施行)

(ダイバーシティ推進の条例)

「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和
なまちづくり基本条例」 (H31.4.1施行)

(インクルージョン推進の条例)

「国立市女性と男性及び多様な性の 平等参画を推進する条例」

- 平成29(2017)年12月の国立市議会で条例可決
(全会一致)
⇒平成30(2018)年4月1日施行
- 条例の名称
 - ・ 「女性」をあえて先に明記
⇒ 名称を通じて固定的な意識を解消したい
 - ・ 「多様な性」の文言を名称に明記
⇒ 全国的にも少ない

「すべての人が、性別、性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)等に関わりなく、個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画すること」



自分の性のあり方を誰からも決めつけられることなく、自分らしく表現することができ、そのことがあたりまえであると認識されること

Social Inclusion (社会的包摂)
Diversity (多様性) のまちづくり

①性的指向と性自認について定義[第2条]

性別について、従来の女性と男性の二分でなく、好きになる相手の性別（性的指向）や自分の性に対する自認（性自認）について定義。

②性的指向と性自認等の公表の自由は個人の権利[第3条]

性的指向、性自認を公表するかしないか(カミングアウト)の選択は個人の権利。

→カミングアウトしない権利



条例の特徴②

③ 性的指向と性自認等に関して、本人の意に反して公にしてはならない[第8条]

性的指向、性自認等の公表について、本人に無理やり公表させたり、止めたりしてはならない。
また、個人が知り得た性的指向、性自認の情報を第三者が本人の意に反して勝手に公表（アウトティング）することを禁止。

④ 教育関係者の責務を規定[第6条]

生涯を通じて学ぶ機会が得られるよう、教育関係者の責務を規定。

* 市内大学関係者も条例の対象となる



⑤事業者等の責務を規定[第7条]

条例の理念に基づき、積極的な推進と環境整備に努める。市の男女平等参画の施策に協力するよう努める。

⑥「くにたち男女平等参画ステーション」を条例の拠点施設[第16条]

平成30(2018)年5月に国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内に「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」を開設。SOGI相談や啓発イベントを実施。



●LGBT研修

多様性についての意識が優れた職員育成を目指し、平成26年度より毎年実施。⇒**人権**の視点

LGBT支援団体の講師により、基礎知識の講義・ロールプレイを行い、当事者の気持ちや受け手の気持ちを体験。

(職員・市議会議員・公立小中学校の教員が対象)

研修受講者に市オリジナル**LGBTバッジ**を配布し、名札等に着用する。デザインはLGBT当事者と検討。

6色のレインボーカラー

フラッグをモチーフ



LGBTQに関する国立市の取組②

18

- TOKYOレインボープライドにブース出展
- 2018・2019に参加（自治体では開催地の渋谷区に続き2番目）
- 2021年はオンライン開催 • 2022年は見送り

お知らせ サポートについて お問い合わせ LGBTQとは TRPオンライン博 EN

About TRPの楽しみ方 Parade パレード

Online Live 4/24おうちでプライド Pride week プライドウィーク Goods グッズ Sponsors 協賛企業・団体

東京レインボープライド2021
【オンライン開催】

4.24 SAT & 4.25 SUN

プライドウィーク: 4/24 (土) ~ 5/5 (水・祝)

TOKYO RAINBOW PRIDE 2021

声をあげる。世界を変える。Our Voices. Our Rights.

「TRP2021公式HP参照」

「LGBTガイドライン」

国立市役所が職場として
LGBTQ、SOGIに理解を
するための職員の行動指針

市内の学校や企業にも
広げている。



「性的指向(Sexual Orientation)・性自認(Gender Identity)に関する公表の権利」を個人の権利として認めた 全国初の条例

- ◆ 公表をすることも公表をしないことも個人の権利
- ◆ 他者は本人の意思に反した周囲への公表（アウティング）、公表の強制、又は公表を禁止するような強制的のいずれも行っ
てはならない
- ◆ 市内在住のLGBT当事者の意見がきっかけ

「性的指向と性自認について個人を尊重するという全体の印象はあるが、
カミングアウトを強制するような印象にも見てとれる」
「カミングアウトを強制しないというニュアンスを取り入れて欲しい」

- ・「アウトティング」とは「第三者による暴露行為」
- ・パブリックコメントを寄せてくれた方からの学び
- ・本来アウトティングは、誰に対しても、何に関してもダメ
 - 特に性的指向、性自認に関わるアウトティングは、尊厳や命に関わる。居場所を失わせてしまう。

一橋大学アウティング事件

24

2015年6月、大学院の同級生でつくるLINEグループで同級生男子からゲイであることをアウティングされた。

その後、学生は体調を崩し、2015年8月に大学内の建物から転落死した。

学生はアウティング後にハラスメント相談室や教授に相談。亡くなった当日も保健センターで話しなどしていた。

遺族が大学側を相手取り安全配慮義務違反などがあったとして訴訟。

東京高裁は、2020年11月25日控訴を棄却。

「アウティングの違法性」が認められた。一方で大学側の安全配慮義務違反は認められないと遺族側の控訴を棄却。

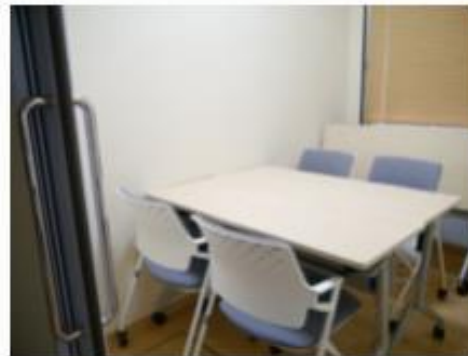
くにたち男女平等参画ステーション



- JR国立駅高架下にくにたち・こくぶんじ市民プラザ内に「くにたち男女平等参画ステーション」開設（「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に基づく拠点施設）
- DVやLGBTQなどの性別に関連する相談窓口
- イベント等も実施している



相談室1



相談室2



コロナ禍による影響

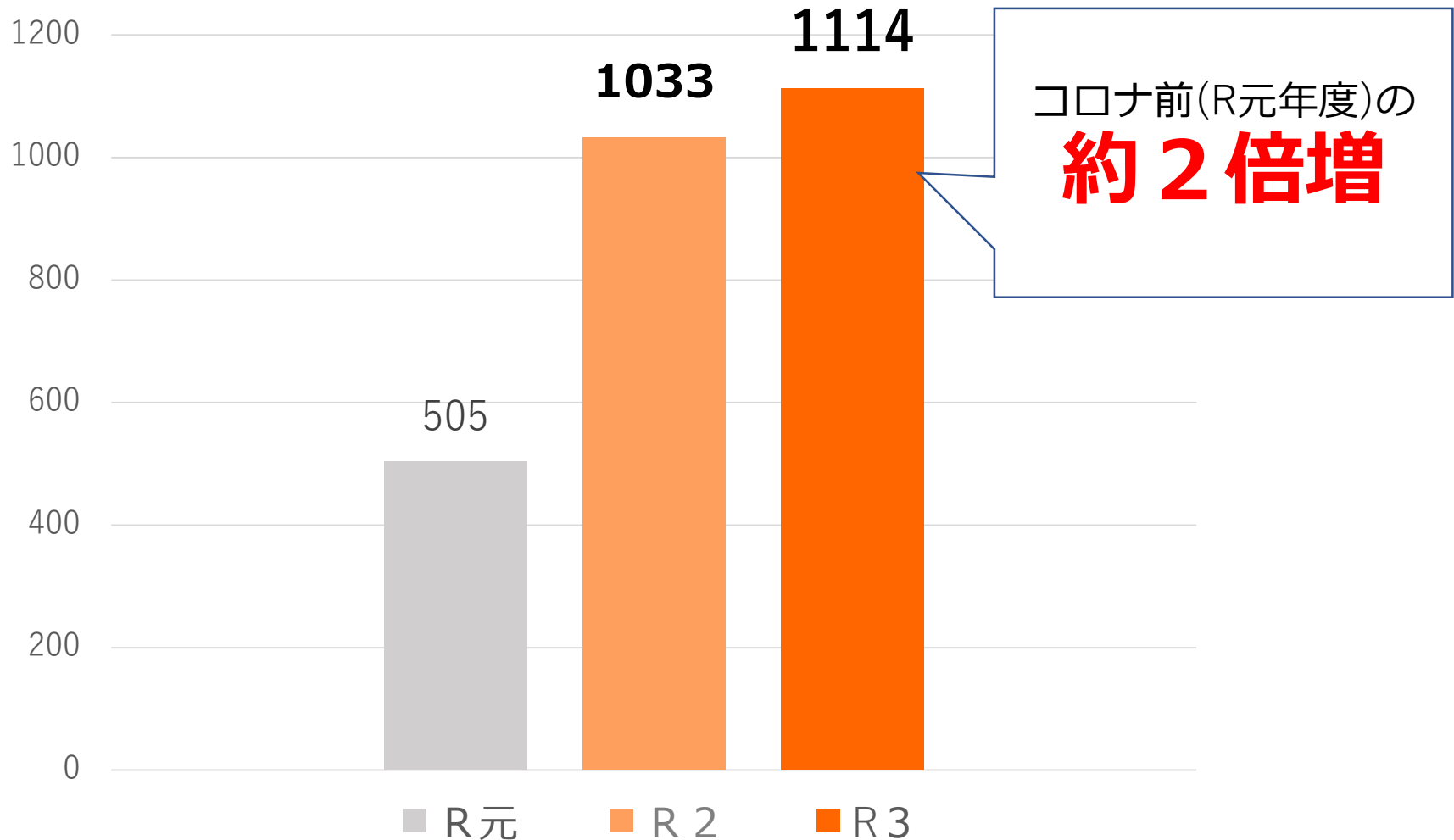
コロナ禍により、女性相談が**増加**している。

【要因】

- コロナ禍により新たなDVや児童虐待ケースが発生。
- 在宅勤務、失業、外出自粛(家族親族・習い事)等が引き金となり、社会的なつながりが希薄化(家族親族、知人、地域等)し、DVや児童虐待の兆候がある世帯の状況が加速的に悪化。顕在化されてきた。

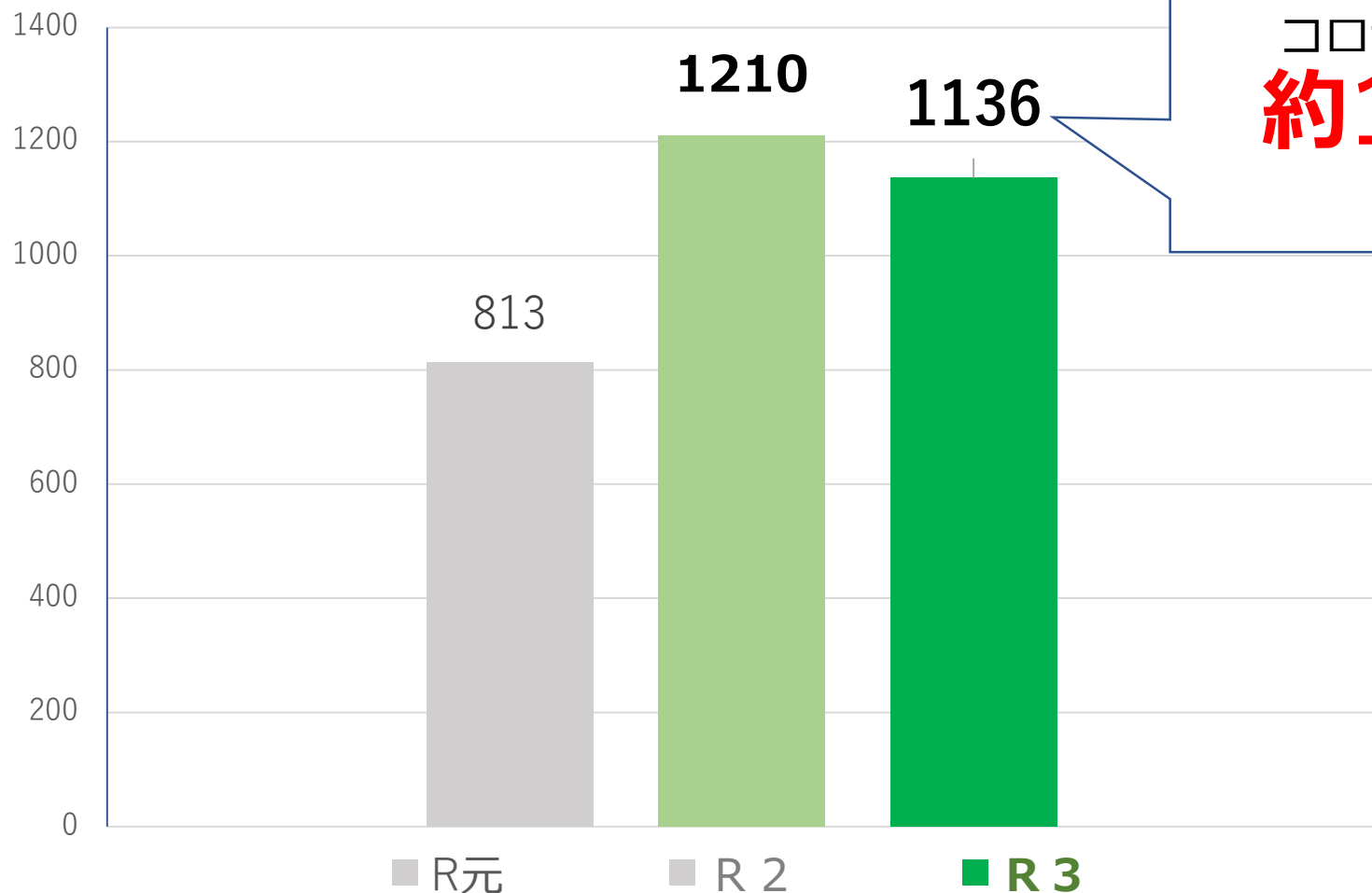
コロナ禍で女性相談が増加

令和元年度と令和3年度の相談支援件数の比較



男女平等参画ステーション相談件数

年間相談件数比較



コロナ禍前の
約1.5倍

国立市の女性支援

- 市役所が閉庁している時間帯(休日・夜間)の女性専用の電話相談を実施。
(夫婦間や親族、職場等の人間関係に関する相談)
- 女性ホットラインの設置
令和3年8月から女性専用相談ダイヤルを開始
☎042-576-2127
- 女性パーソナルサポート事業
制度の狭間を補完する事業(全国的にない)

女性パーソナルサポート事業

- ①市の判断による短期間の居場所の提供
 - ・一定期間過ごせる居場所を市内外に複数確保
 - ・携帯電話の禁止や外出制限などの緩和
 - ・相談された方が今後についてじっくりと考える時間と居場所を提供。

- ②寄り添い型の中長期支援の実施
 - ・DV被害者の自立は、長期間の支援が必要となる
 - ・NPO法人くにたち夢ファームと連携し、中長期間の寄り添い型の自立支援(相談・同行支援)

一人一人の状況に寄り添った支援を行い、
女性のエンパワーメントを図ることを目指す。

DVや児童虐待を知ってもらうために

「女性に対する暴力をなくす運動」(内閣府)

毎年11月12日から25日の2週間



パープルリボン

「児童虐待防止推進月間」(厚生労働省)

毎年11月



オレンジリボン



国立市では児童虐待部門と連携して、この期間を「**ダブルリボンキャンペーン**」と称し、DVと児童虐待の周知を強化しています。

「生理の貧困」への取り組み

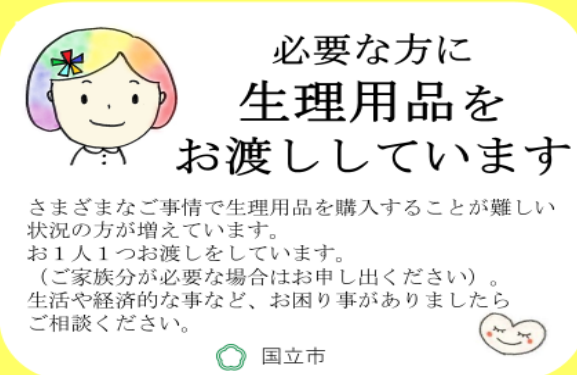
コロナ禍により、経済的貧困から生理用品が購入できない女性が「生理の貧困」として社会課題となった

■ 生理用品配布事業

市役所や公共施設、学校等で生理用品を配布。生活上の困り事などの相談も受ける。今後2回目の配布を予定。

■ 生理研修

市役所の職員が生理についての基本的知識を理解するために、(株)ユニチャームとの連携による研修を実施。



必要な方に
生理用品を
お渡ししています

さまざまなご事情で生理用品を購入することが難しい状況の方が増えています。
お1人1つお渡しをしています。
(ご家族分が必要な場合はお申し出ください)。
生活や経済的な事など、お困り事がありましたらご相談ください。

国立市



条例の名称

「国立市人権を尊重し 多様性を認め合う 平和なまちづくり基本条例」

- **人権とは** — 誰もが生まれながらにして持っている、何からも侵されることのない権利。基本的人権。
- **多様性とは** — 人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他の経歴を含むあらゆる人の在り方。
- **平和とは** — 単に戦争や紛争等がない状態を指すのではなく、あらゆる人権侵害や暴力がない状態。

市の取り組み

- 本条例は、「**人権**」「**多様性**」「**平和**」に関する市の基本的な理念を示すもの
- 平成30年12月の市議会で条例可決（全会一致）
⇒平成31年4月1日施行
- 人権・多様性・平和を取り入れた条例は**全国初**
- 条例の内容は、一人一人の多様性を認め合い、**ソーシャル・インクルージョン**の理念のもとに、**不当な差別や暴力のない**、平和なまちづくりを目指すという趣旨

インクルージョン & ダイバーシティ

【ダイバーシティ (Diversity)】

人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがいがあること、疾病、職業、部落出身などの多様な背景を持つ人が存在している状態。

【ソーシャル・インクルージョン(Social Inclusion)】

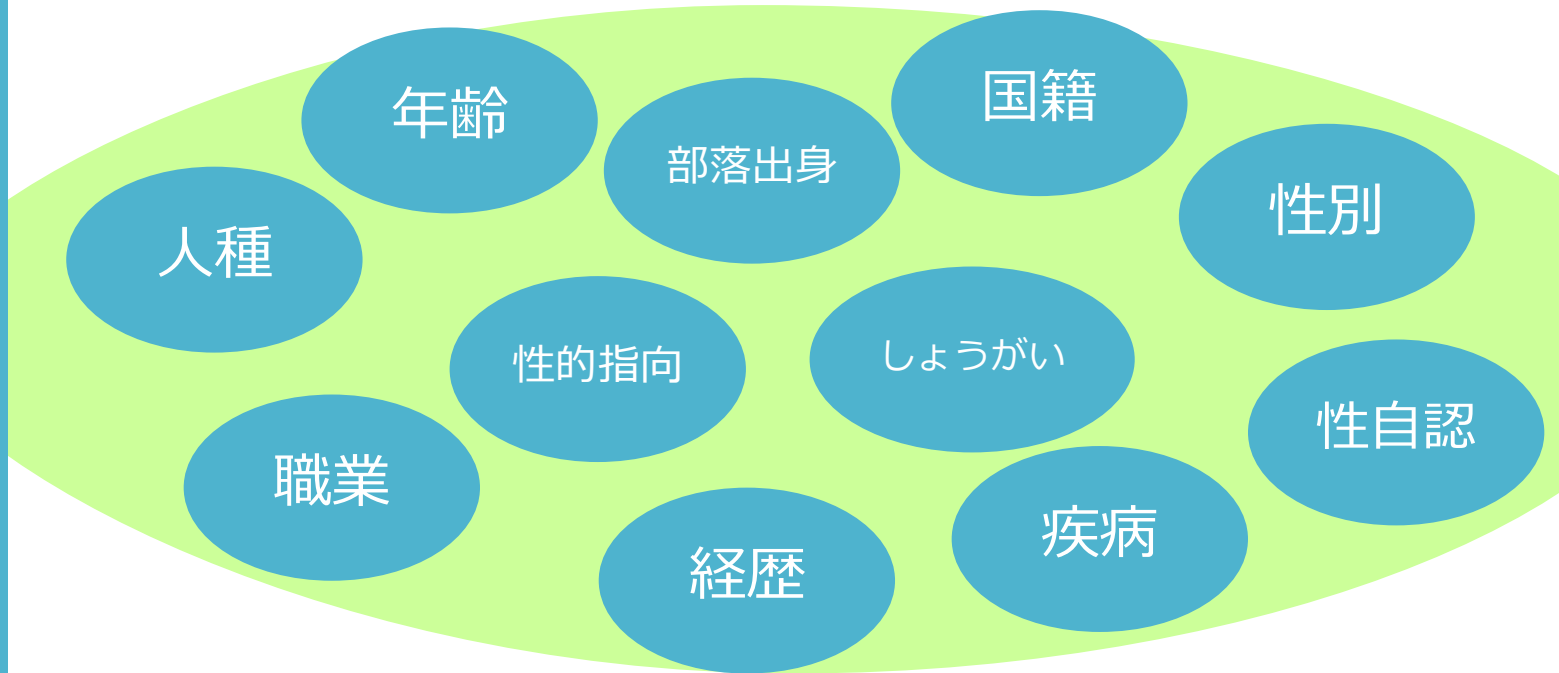
社会のなかで多様な人と人々が共に支え合い生きていくという考え方。

- ・ 誰もが**社会に参加**する（居場所・コミュニケーション・つながる場）
 - ・ **経済的な自立**が図られる（中間的な就労など）
- ➔ 皆で社会全体を支え、生きやすい社会を目指す

多様性に満ちた世界・・・誰もが当事者であるということ

ダイバーシティ

インクルージョン



ダイバーシティ（=多様性）はインクルージョン（=活かしあう）とセットで初めて意味を持つ

2つを両輪に平和な社会を目指す